

仕 様 書

1. 委託業務題目

日本食品標準成分表の改訂に向けた収載値検討、整理等調査

2. 委託業務の目的

日本食品標準成分表は食品成分に関する唯一の公的データであり、学校や病院の給食等での栄養管理における活用のほか、各種統計調査等における基礎データとしての行政面での活用、教育・研究面での活用、食品の栄養成分表示における合理的な推定根拠等、幅広い分野で利用されている。この日本食品標準成分表の改訂に向けた収載値検討等については、専門的知見を有する専門家の下で検討、データ整理等を進めてきたところである。本事業においては、日本食品標準成分表の収載食品やデータに関する変遷、多様化する利用者の要望等に対応し、また、データや記載内容の精度・信頼性の向上、体系的かつ効率的な情報更新、オープンデータ利用の促進等を目指した日本食品標準成分表の改訂に向け、専門ワーキンググループを設置し、収載値の妥当性の検討及び関連する事項の整理を行うことを目的とする。

<参考情報：日本食品標準成分表に関するウェブサイト>

https://www.mext.go.jp/a_menu/syokuhinseibun/index.htm

（日本食品標準成分表の最新版、改訂履歴、それらの検討過程等の情報を掲載）

3. 委託業務の内容

（1）専門ワーキンググループの設置及び会合の開催

受託者は、食品化学、食品分析、栄養学その他の専門的な知見を有する者で構成する以下の3つの専門ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置すること。

- ①植物ワーキンググループ（構成員10名程度）
- ②動物ワーキンググループ（構成員10名程度）
- ③調理・加工ワーキンググループ（構成員10名程度）

受託者は、文部科学省との協議により構成員を決定し、選定することとする。受託者は、このワーキングの会合を委託期間内に原則2回開催するものとし、その運営方法（開催方法（原則オンライン開催）、主査の設置等）や会合の進行については、文部科学省と調整の上で決定し、実施するものとする。

また、以下の（2）～（4）における調査業務を行う際、不明点などがある場合には、必要に応じ、構成員から助言等を受けつつ業務を遂行することも可能である。（基本はオンラインで行うこととし、1名につき、委託業務期間中で極力3回以内に収めることとする。）

当該業務の実施で不明な点や疑義等が発生した際は速やかに文部科学省と協議を行い、決定した上で業務を実施すること。また、ワーキング開催に要する経費及び助言等謝金の諸経費は本委託費によるものとする。

なお、構成員に対する謝金については、文部科学省の単価を下回る場合には、文部科学省の単価に準じるものとする。

（２）収載値の妥当性の検討等調査

受託者が各ワーキングでの検討に必要な専門人材の情報や関連文献等の情報に関する調査（ヒアリングや文献調査等）を必要に応じて行うとともに、各ワーキングにおいて日本食品標準成分表の収載値の妥当性の検討を行う。その際、食品成分データの整理作業に係る運用実施に関する事項及び各ワーキング間で横断的に課題を解決するための支援方策等に関する事項をまとめた手順書（令和４年度委託調査「食品成分データ活用促進体制に関する調査」成果報告書で示された手順書）について、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、本調査における謝金については、文部科学省の単価を下回る場合には、文部科学省の単価に準じるものとする。

（３）各ワーキングにおける課題等に関する事項のとりまとめと対応策の調査

各ワーキングの構成員の意見等の中から、今後の収載値の更新・充実に向けた課題等を整理し、その対応策を調査する。（２）の検討において特定の食品や成分の再分析に係る意見が出た場合には、再分析を実施するうえでの問題点や対応策等の検討も行うこととする。その際、必要に応じてワーキング構成員以外の学識経験者、関係業界等からの聞き取りを行うこと。

また、文部科学省と十分な協議を行い、円滑な実施が見込める案を作成すること。

なお、本調査における謝金については、文部科学省の単価を下回る場合には、文部科学省の単価に準じるものとする。

（４）食品群別留意点、関連記載事項等の整理のための調査

食品群別留意点（日本食品標準成分表の資料として、収載食品の一般的な属性を表す情報及び収載した成分値を決定する根拠とした試料、分析値の由来等に関連する情報について記述しているもの）、関連記載事項（日本食品標準成分表の収載内容で、表の備考欄に食品の内容、各成分値等に関連の深い重要な事項について記載しているもの）等について、情報の種類などの要素や、記述、構成などの類型等を調査し、記載の必須の要件等を確認するとともに、課題等を整理する。

また、盛り込むべき情報の要素、記述、構成等の一定の要件の提案と、データで公開する日本食品標準成分表における食品群別留意点、関連記載事項等の利便性が高く効果的な収載形式、表示等の構成を提案する。その際、必要に応じてワーキングの構成員等に専門的見地からの意見を聴取しながら進め、提案する事項

については受託者が各ワーキング間の横断的な調整をした上で取りまとめること。

また、日本食品標準成分表の編さんや改訂経緯、食品成分データの利用ニーズや国内外の動向等に関する知見を有する専門人材の情報や関連文献等の情報に関する調査（ヒアリングや文献調査等）も必要に応じて行うこと。加えて、必要に応じて日本食品標準成分表データ処理業務システム試作の事業関係者から意見を聴取しながら進めること。

なお、本調査における謝金については、文部科学省の単価を下回る場合には、文部科学省の単価に準じるものとする。

（５）報告書の作成等

委託業務の結果等については、納品する委託業務成果報告書を作成するほかに、作業の進捗に応じて、概ね１か月ごとにその時点での検討状況等の報告を含めた打合せを文部科学省と行うこと。

また、文部科学省の要請に応じて、科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会（作業部会を含む。）等へ受託者がオブザーバーとして出席（５回程度を想定）するとともに、本委託事業の検討結果等の内容について説明・報告を行うこと。

（６）納品物および納品物の提出先

委託業務成果報告書を収めたＣＤ－Ｒ等電子記録媒体８部
〒１００－８９５９
東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省科学技術・学術政策局政策課資源室

４．委託業務実施期間

契約締結日から令和９年３月２４日（水）

５．事業規模

事業規模は１０，０００千円（税込）を上限とする。

６．応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は「（２）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

別添の総合評価基準別紙における「評価項目（要求要件）」のとおり。

7. 無償貸付を行える物品

日本食品標準成分表の関連資料

8. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

9. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、第三者から資格や認定の取消しを受けるなどの後発事象により、提案書の内容に変更が生じることが判明した場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

10. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

委託者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・別添の総合評価基準別紙における【5-1-1】の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・別添の総合評価基準別紙における【5-1-2】の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、【5-1-1】の場合は「合計額」と、【5-1-2】の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、賃上げ実績の確認のため必要な書類を賃上げ実施期間終了月の月末から3ヶ月以内に委託者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

なお、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、①契約締結日

の属する国の会計年度内（暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内）に賃上げが行われていること、②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）のいずれの要件も満たす場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができるものとする。この場合の賃上げ実績の確認時期は、当該評価期間の終了時を基準とし、確認書類等は上記の税理士等が認めた確認書類等によることとする。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合（天災地変等やむを得ない事情による場合を除く）又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受託者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

上記の他、詳細は表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

1 1. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 2. その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。